

チャレンジオートテストin宮崎2018シリーズ第2戦
第11回チャレンジオートテストin宮崎

特別規則書(草案)

開催日:2018年5月6日(日)

協賛・協力

(株)サテライト宮崎

株式会社AKTジャパン TAKUMIモーターオイル

トヨタカローラ宮崎株式会社

本格炭火焼肉 いちりゅう 大塚店

押川タイヤセンター

さいとう酒店

居食屋 成

照葉園

チャレンジオートテストin宮崎2018シリーズ第2戦 特別規則書
公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（J A F）の公認のもとにF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその付則、スピード競技開催規定付則オートテスト開催要項及び、本競技会の特別規則に従って開催されます。

第1条 競技会の名称

チャレンジオートテストin宮崎2018シリーズ第2戦
第11回チャレンジオートテストin宮崎

第2条 競技種目

オートテスト競技

第3条 格式

J A F 公認 クローズド競技

第4条 オーガナイザー

主催：J A F 加盟 アライズモータースポーツ宮崎
住所：〒880-0035 宮崎県宮崎市下北方町塚原5807-2
会長 久木野聖
TEL :090-5949-7717

第5条 大会事務局及び申込場所

〒880-0035 宮崎県宮崎市下北方町塚原5807-2
アライズモータースポーツ宮崎内 チャレンジオートテストin宮崎 事務局
U R L : <http://kukinoya.onamae.jp/index.html>
Eメール：info@arisemotorsports.com（事務局 久木野聖 携帯 090-5949-7717）

第6条 開催日時及び競技スケジュール

開催日 5月6日（日）
受付 8：00～9：00
走行説明(ブリーフィング) 9：00～
慣熟歩行・練習走行 9：15～10:00
ヒート1開始 10:30（予定）
ヒート2開始 11:30（予定）
表彰式 12:30（予定）

第7条 競技会開催場所

〒880-0125 宮崎県宮崎市広原4603

サテライト宮崎 特設会場

第8条 大会役員

大会会長 長友成人（サテライト宮崎施設長）

組織委員長 花田達哉 組織委員 戸越絹江

第9条 大会競技役員

審査委員長 三重野正治（RC大分）

審査委員 佐藤祐二

競技長 久木野聖（AMS宮崎） コース委員長 久木野聖（AMS宮崎）

技術委員長 吉次修一（AMS宮崎） 計時委員長 久木野理恵（AMS宮崎）

事務局長 久木野聖（AMS宮崎）

第10条 参加受付及び申し込み方法

1. 受付期間 事前エントリー4月12日より5月2日（水曜日）23時59分 参加申込先 第5条の通りです。
2. 申込方法 下記HPのエントリーフォームからの申込 <https://goo.gl/forms/da6dlsQOg0romKzi1>
URL : <http://kukinoya.onamae.jp/index.html>
3. 上記期限を過ぎての申込は全て当日申込とします。受付に申込書を提出して下さい。
4. 大会当日の受付で参加申込書と誓約書の記入を行わないと出走できません。
5. 参加受理通知は、Eメール、ホームページで行います。

第11条 参加料

1. 事前参加申込者 ビギナー¥2000 エキスパート¥2500
2. 当日参加申込者 ビギナー¥2500 エキスパート¥3000

第12条 参加資格

1. 有効な自動車運転免許証所持者とします。（AT限定の場合は、AT車に乗車して下さい。）
2. 満20才未満の競技運転者は参加申込みに際し親権者の同意書を提出して下さい。
3. 同一車両の重複参加は制限しません。
4. 運転者を変更することは出来ません。
5. 運転者以外に助手席への同乗が認められます。
ただし、年齢は6歳以上且つ身長140cm以上の者に限る
同乗者が20歳未満の場合、親権者の同意書を提出してください

第13条 参加台数

全クラスを通じて100台前後とします。

第14条 参加車両及び競技クラス区分

保安基準に適合したナンバー（自動車登録番号標または車両番号標）付車両とし、軽四輪車クラス
普通自動車クラス、のビギナークラス・エキスパートクラスの4クラスとします。

ビギナークラス：競技会経験なし・オートテスト初参加者を対象とします。

エキスパートクラス：競技会経験あり・オートテスト参加経験者を対象とします。

第15条 計時

1. 計測はスタートラインからフィニッシュラインまでとします。
2. 手動式ストップウォッチまたは自動計測装置を使用し1/10秒まで計測します。

第16条 スタート方式

1. スタートは10秒前・5秒前を通知後のカウントダウン方式で行います。

第17条 ペナルティー

1. スタートあるいは再スタートの遅延は、1分ごとに5点加算。
2. スタート指示の後に走行を試みなかった、あるいは30秒内に走行しなかった場合は、30点加算。
3. 下記4. または5. に該当しないミスコース、未完走、または反則スタートは30点加算。
4. コースを区画するフェンス等への接触、マーカーの移動・転倒、または走行境界線逸脱（1つの行為ごと）は10点加算。
5. 設定ラインの不通過あるいは不停止、あるいは特定の場所での不停止（1つの行為ごと）は5点加算。
6. ドリフト行為は、40点加算。
※ドリフト行為とはサイドターンからの繋ぎで駆動輪空転が維持されたことをいう
判定は審判員及び競技審査委員会が行う
7. サイドブレーキの使用は加点対象としない
8. スタートからフィニッシュに要した秒数（秒未満）×1点が加算。

第18条 練習走行

1. 練習走行はゼッケン順に行います。
2. 練習走行時は必ずオフィシャルの指示に従ってください。
3. 練習走行回数は当日の参加台数により変更する可能性があります。※変更時は公式通知で通知します。

第19条 順位決定

1. 2回走行を行い第17条1.～7. までのポイント（点数）を合算し、ポイントが少ない方が上位となります。
2. 同ポイントの場合は次の基準で決定します。
 - 1) 走行タイム以外のポイントが少ない方。
 - 2) 走行タイムポイントが少ない方。

- 3) 排気量が少ない車で参加された方。
- 4) 上記1)～3)で決まらない場合は、競技会審査委員会の決定となります。

第20条 抗議

- 1) 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。ただし、自分の参加拒否ならびに審判員の判定に対する抗議はできない。
- 2) 抗議は、その理由を具体的に記述し、1件につき20,900円の抗議料を添え、文書により競技長に提出するものとする。抗議料は、その抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
- 3) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 4) 抗議が正当と裁定されなかった場合、必要経費は（作業料、運搬費用等）全てを抗議者が負担するものとする。
- 5) 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に行なければならない、競技会技術委員長長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

第21条 賞典

普通車・軽自動車エキスパート クラス： 1位～3位 オーガナイザー賞・副賞
普通車・軽自動車ビギナー クラス： 1位～3位 副賞

第22条 その他

参加走行した方は、JAF国内B級ライセンスの申請資格を取得できます。